

※ 地域再犯防止推進交付金が計上されている令和6年度予算政府案は、今後国会において審議される予定です。現時点では、政府案を前提とした準備行為であり、今後、変更がありうることにご注意ください。

令和6年度
地域再犯防止推進交付金
内示手続受付案内（案）

1 目的

地域再犯防止推進交付金（以下「交付金」という。）は、都道府県が、域内の基礎自治体の実情を踏まえ、各基礎自治体で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、基礎自治体に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、基礎自治体が単独で実施することが困難と考えられる支援や罪種・特性に応じた専門的な支援等を実施する場合において、必要な経費の一部を交付し、もって、地域における再犯防止の取組を促進し、安全安心な地域社会の実現に資することを目的とします。

2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象団体

交付金の対象となる団体は、都道府県とします。

4 対象事業

交付金は、1の目的を実現するために行われる事業であって、次の（1）から（3）までに掲げる3つの事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な経費のうち、都道府県が負担する経費（最大150万円）がその対象となります。

（1）基礎自治体に対する施策の企画立案支援

域内の基礎自治体における再犯防止の取組が円滑に実施できるよう支援を行うもの。

【具体的な取組】

- ・基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催（必須実施）
- ・基礎自治体が地方再犯防止推進計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言（任意実施）
- ・その他基礎自治体における再犯防止の取組を支援するための施策（任意実施）

（2）基礎自治体に対する理解促進・人材育成

域内の基礎自治体の職員等が再犯防止に関する理解を深めることができるよう支援を行うもの。

【具体的な取組】

- ・基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催（必須実施）
- ・その他基礎自治体職員等が再犯防止に関する理解を深めるための助言、支援等（任意実施）

(3) 犯罪をした者等に対する直接支援

犯罪をした者等に対し、基礎自治体が単独では実施することが困難と考えられる支援や罪種・特性に応じた専門的な支援を行うもの。

【具体的な取組】

以下の中から、いずれか1つ以上を選択して実施すること。

- ・ 犯罪をした者等の就職・就労継続や住居の確保等のための支援
- ・ 性犯罪者や薬物事犯者に対しプログラムを実施する等の専門的支援
- ・ 犯罪をした者等やその家族、支援者等からの相談への対応

5 交付の条件

交付金の交付に当たっては、次の条件を満たすものとします。

- (1) 本事業を行う都道府県若しくは交付要綱第4第2項に定める特定事業実施者又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものは、法令等を遵守し、誠実に業務を履行すること。
- (2) (1)に掲げるものは、4の(1)から(3)までに掲げる3つの事業を全て実施すること。
- (3) (1)に掲げるものは、事業の履行に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこと。

6 対象経費

交付金の対象となる経費は、本事業の実施に直接必要となる経費ですが、以下の点に御注意ください。

- (1) 実際に交付される交付金の金額については、経費等の精査により減額することがあること。
- (2) 本事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付すること。
- (3) 申請額は千円単位で計上することとし、端数を計上している場合は切捨て扱いとすること。
- (4) 経費について、本事業に係る経費として明確に区分され、提出書類により疎明されていないければ、対象経費とは認められない場合があること。

7 対象とならない経費

交付金の対象とならない経費は、次のとおりです。

- (1) 本事業の実施に直接関連のない経費
- (2) 交付金の交付決定前に支出される経費
- (3) 本事業の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 交付金の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。）

(5) 本事業の対象経費と重複して、各府省庁が所管する補助金等の交付を受ける経費

8 対象費目、交付限度額及び交付率

交付金の対象費目、交付限度額及び交付率は、次の表のとおりです。

対 象 費 目	交付限度額	交付率
人件費、報償費、旅費、使用料及び貸借料、需用費（印刷製本費、消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、委託料 等	150万円	1/2

9 書類の提出方法

交付金を希望する都道府県は、(1)の提出書類を作成し、(2)の受付期間内に(3)のメールアドレスに電子メールで送付してください（郵送不要）。

(1) 提出書類

事業実施計画書（別紙様式）

(2) 受付期間

令和6年2月9日（金）から2月29日（木）15：00まで（必着）

(3) 提出先

- ・メールアドレス saihanboushi@moj.go.jp
（上記メールアドレスに送信できない場合 saihanboushi@i.moj.go.jp）
- ・担当 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室再犯防止推進第一係

(4) 書類の提出に当たっての注意事項

- ア 事業実施計画書は、様式に沿って作成すること。
- イ 提出書類に虚偽の記載、不備等がある場合は事前審査対象外となる場合があること。
- ウ 都道府県以外の者が提出した書類は、無効とすること。
- エ 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、都道府県の負担とすること。
- オ 書類の提出は、原則として電子メールとし、やむを得ない場合には郵送等も受け付けるが、FAXによる提出は受け付けないこと。
- カ 提出後の書類については、原則として、提出者側の都合による資料の差替え等は受け付けないこと。
- キ 提出書類は可能な限り1つのPDFデータにまとめること。
なお、上記(1)事業実施計画書については、PDFとは別に、Excelファイルも提出すること。
- ク 電子メールの件名は、「【都道府県名】令和6年度地域再犯防止推進交付金の内示手続提出書類」とすること。
- ケ 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、事前審査以外には無断で使用しないこと。

10 事前審査

提出書類一式について、本内示手続受付案内の趣旨等に沿っているか、という観点

から事前審査を行います。事前審査に当たり、必要に応じて提出書類の内容についてヒアリングをすることがあります。

1.1 事前審査の結果通知

事前審査の結果については、書類の提出のあったメールアドレスに電子メールにて通知します。

1.2 スケジュール（予定）

内示手続受付	2月9日（金）～2月29日（木）
採 択 内 示	3月6日（水）～3月8日（金）
公 募	3月14日（木）～3月22日（金）
交 付 決 定	4月1日（月）

1.3 交付団体の責務等

交付金の交付を受けた都道府県（以下「交付団体」という。）は、本事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、次の事項を厳守願います。

（1）本事業の遂行

交付団体は、地域再犯防止推進交付金交付要綱、地域再犯防止推進交付金実施要領等を遵守し、事業全体の進行管理等、本事業の遂行全般についての責任を負うこと。特に、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、定められた手続にのっとり適切に行うこと。

（2）交付金の経理

- ア 交付団体は、交付金の経理に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、適正に執行すること。
- イ 交付団体は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分し、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、5年間整備保管しておく必要があること。
- ウ 交付団体は、交付金の経理を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。